

兵庫県公報

令和3年10月29日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 鳥獣保護区の指定（鳥獣対策課）	1
○ 特定猟具使用禁止区域の指定（同）	1
○ 休猟区の指定（同）	3

告 示

兵庫県告示第1150号の2

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定により、次の区域を鳥獣保護区として指定する。

なお、平成23年兵庫県告示第1133号（鳥獣保護区の指定）は、令和3年10月31日限り、廃止する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	区 域	存続期間
高取山鳥獣保護区	神戸市兵庫区鶴越町における市道夢野白川線と市道山麓線との交点を起点とし、市道山麓線を西進し、長田区宮川町、西山町及び五位ノ池町を経て須磨区板宿町の県道神戸三木線との交点に至り、同県道を北進し、須磨区車町の市道夢野白川線との交点に至り、同市道を東進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年11月1日から 令和13年10月31日まで
増位山鳥獣保護区	姫路市峰南町における県道姫路環状線と市道城北116号線との交点を起点として、同市道を北進して市道城北15号線に至り、同所から同市道を北進して広峰神社に至る登山道に至り、同所から同登山道を北東進して同神社における近畿自然歩道に至り、同所から同歩道を北進して同市夢前町山富と同市砥堀との境界に至り、同所から同境界線を北東進して同市砥堀と同市香寺町須加院との境界に至り、同所から同境界線を南東進して同市香寺町須加院と同市仁豊野との境界に至り、同所から同境界線を東進して国道312号に至り、同国道を南進して県道砥堀本町線に至り、同所から同県道を西進して県道姫路環状線に至り、同所から同県道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年11月1日から 令和13年10月31日まで
糺屋ダム翠明湖鳥獣保護区	多可郡多可町の糺屋ダム周囲道路及びダムに囲まれた一円の区域	令和3年11月1日から 令和13年10月31日まで

兵庫県告示第1150号の3

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次の区域を特定猟具使用禁止区域として指定する。

なお、平成23年兵庫県告示第1134号（特定猟具使用禁止区域の指定）は、令和3年10月31日限り、廃止する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名称	特定猟具の種類	区 域	存続期間
高室池特定猟具使用禁止区域	銃器	加東市上三草地区における高室池西端の余水吐口にかかる向福橋を起点として、北西約40メートルの同市上三草698番地15の高台を見通した線を経て、同所から高室池ゴルフ倶楽部私道2号終点を見通して北東約60メートルの線を経て、同所から東進して同市上三草1134番地212の同私道1号に至り、同所から北東進して同市上三草1134番地177の国有林境界を見通した線を経て、同所から同国有林境界に沿って北東進し、通称受所山（標高197.4メートル）の山頂に至り、同山頂から南進して同市下久米391番地38にある開拓道3号に至り、同所から農耕地と樹林地の境界を西進して同市下久米1635番地133を経て、同所から南西進して同市下久米1635番地166にある高室池南東端を経て、高室池南岸部を西進し、起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
阪神湾岸特定猟具使用禁止区域	銃器	神戸市兵庫区和田崎町の東端（和田岬）を起点として、同所から海岸防潮堤を西進して神戸検疫所敷地に至り、同所から市道遠矢浜町1号を北進して市道西出高松前池線（小松通3丁目交差点）に至り、同所から市道西出高松前池線を北東進して国道2号（西出町交差点）に至り、同所から同国道を北東進して国道43号（岩屋交差点）に至り、同所から国道43号を東進して芦屋市、西宮市及び尼崎市を経て大阪市港区における国道172号に至り、同所から国道172号を南西進して大阪港中央突堤（中央栈橋）に至り、同所から神戸市中央区のポートアイランド南東端に至り、同所よりポートアイランドの南側岸壁を西進してポートアイランドの南西端に至り、同所から起点を見通した線に囲まれた一円の区域。ただし、浜甲子園鳥獣保護区、夙川河口鳥獣保護区及び大阪府の区域を除く。	令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
嬉野特定猟具使用禁止区域	銃器	加東市における県道神戸加東線と国道372号との交点を起点として、同所から同国道を北進し市道嬉野原線に至り、同所から同市道を南東進して市道木梨川南山線に至り、同所から同市道を南東進して市道福住上三草線に至り、同所から同市道を南東進して市道ハコキババ線に至り、同所から同市道を南西進及び北西進して市道社外環状線に至り、同所から同市道を西進して県道神戸加東線に至り、同所から同県道を北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年11月1日から令和13年10月31日まで
寺CSR特定猟具使用禁止区域	銃器	姫路市夢前町における市道鹿谷121号線と市道菅野146号線との交点を起点として、同所から同町寺字クチナシにおける通称クチナシ山に至る尾根線を北進して同町寺字コシカ谷における通称飯森山及び同町寺字ソノ田における通称小坪東山を經由してクチナシ山頂に至り、同所から尾根線を東進及び南進して同町寺字切畑山における通称切畑山及び同町寺字小坪山における通称小坪山を經由して県道宍粟香寺線に至り、同所から同県道を西進して市道菅野137号線に至り、同所から同市道を北西進して市道鹿谷121号線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年11月1日から令和13年10月31日まで

打越緑台 特定猟具 使用禁止 区域	銃器	姫路市打越における市道白鳥255号線と同市打越字奥山通称ウバガフトコロと同字通称滑谷の境界線との交点を起点として、同所から同境界線及び同市打越字奥山通称ウバガフトコロと同字通称右峠の境界線を西進して同市林田町上伊勢と同市打越の境界線に至り、同所から同境界を北進して同市打越字奥山通称ヌカミソと同市通称ヨイ谷の境界線に至り、同所から同境界線及び同市打越字奥山通称ヌカミソと同字通称小山、同字通称ヌカミソと同字通称岩栄、同字通称岩栄と同字通称手糺谷の境界線を南東進して同市打越と同市夢前町の境界線に至り、同所から同境界線を南東進して同市打越字奥山通称野畑と同市通称イバラ谷の境界線に至り、同所から同境界線を南西進して里道に至り、同所から同里道を南進して市道白鳥255号線に至り、同所から同市道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年 11月1日 から令和 13年10月 31日まで
大鷹山特 定猟具使 用禁止区 域	銃器	赤穂市有年檜原における市道檜原線と公衆用道路との交点を起点として、同所から同市道を南進及び南東進して市道東有年松南線に至り、同所から同市道を南西進して公衆用道路に至り、同所から同道路を北西進して市道東有年山手線に至り、同所から同市道を西進して市道片山西中野線に至り、同所から同市道を北進して市道片山三軒家線に至り、同所から同市道を北東進及び東進して公衆用道路に至り、同所から同道路を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年 11月1日 から令和 13年10月 31日まで



兵庫県告示第1150号の4

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、次の区域を休猟区として指定する。

なお、平成30年兵庫県告示第926号（休猟区の指定）は、令和3年10月31日限り、廃止する。

令和3年10月29日

兵庫県知事 齋藤元彦

名 称	区 域	存続期間
吉川町東部 休猟区	三木市吉川町における主要地方道西脇三田線と市道米田大沢線の交点を起点として、同所から同主要地方道を東進して県道新田大沢線に至り、同所から同県道を北進して県道広野永福線に至り、同所から同県道を東進して県道新田大沢線に至り、同所から同県道を北東進して三木市と三田市の境界に至り、同所から同境界に沿って南進して三木市と三田市と神戸市の境界に至り、同所から三木市と神戸市の境界を南進及び西進して国道428号に至り、同所から同国道を北進して市道米田大沢線に至り、同所から同市道を北進して起点に至る線に囲まれた一円の区域	令和3年11月1日から 令和13年10月31日まで